第2章 緑のまちづくりへの取組方針

- 1. 基本理念
- 2. 緑の将来像
- 3. 緑の基本方針
- 4. 計画のフレーム
- 5. 計画の目標



市の花 花桃

1. 基本理念

本市の地形は、古くから中川と綾瀬川により形成された自然堤防と後背湿地からなり、河川や水路沿いには、生物にとっても貴重なヨシ原や河畔林が多く残されています。また、市域北部に残る水田や中川周辺の広大な畑地のほか、市内に点在する屋敷林は、本市における緑の貴重な空間となっています。さらに、葛西用水をはじめ、用水路が市内に残っており、市民が身近に親しめる水辺空間となっています。

しかしながら、つくばエクスプレス開通等に伴う都市化の進展により、緑が減少しつつあります。

そこで将来の世代に緑ゆたかな良好な環境を継承していくため、自然と共生し、市民、団体、 事業者等すべての主体と協働して、残された水辺や緑地の保全とともに新たな緑の創出による 水と緑ゆたかなまちづくりを目指します。

2. 緑の将来像

(1)緑の将来像

基本理念に基づき、本計画の緑の将来像を次のとおり定めます。

共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮

先人から受け継がれてきた中川などの水辺や河畔林、屋敷林等の自然は、私たちの貴重な共有財産であるとともに、多様な生物の生育、生息空間となっています。

これらの貴重な水辺や緑地を、これからも守り、未来に向けて永続的に共生していくとともに、市民、団体、事業者等との協働による新たな緑の創出を推進していくことにより、誰もがゆたかさを感じられ、次世代に継承できる、「共生・協働による水と緑ゆたかなまち八潮」を目指します。

(2)緑の将来像図

緑が持つ機能として環境保全、生物の生息・生育の場、レクリエーションの場、防災、 良好な景観形成の機能を踏まえ、拠点・軸・エリアを位置づけます。

緑と水の拠点

○緑の拠点

既存の都市公園や広場等を、本市における「緑の拠点」として位置づけ、市民が 憩い・休息できる場として、またスポーツやレクリエーションの場、さらに災害時 の避難場所等として、広く市民に活用される施設としての整備と活用を図ります。

○水辺の拠点

中川やしお水辺の楽校周辺、大曽根ビオトープ周辺を本市における「水辺の拠点」と位置づけ、市民が水辺の自然環境と触れ合える場としての整備を図り、より一層の活用を推進します。

緑と水の軸

○緑の軸

本市の東西・南北を結ぶ街路樹が整備された主要な道路を、本市における「緑の軸」として位置づけ、市民、団体、事業者等との協働による管理を推進し保全を図ります。

○水の軸

本市を囲うように流れる中川・綾瀬川・垳川・大場川の河川や、市域中央部を南北に流れる葛西用水・八条用水を、本市における「水の軸」として位置づけ、次世代に残す貴重な水辺空間として保全・活用を図ります。

エリアの緑

○自然の保全エリア

中川や綾瀬川、大場川等の河川敷を中心としたエリアで、既存の緑や水辺を積極的に保全するエリアです。

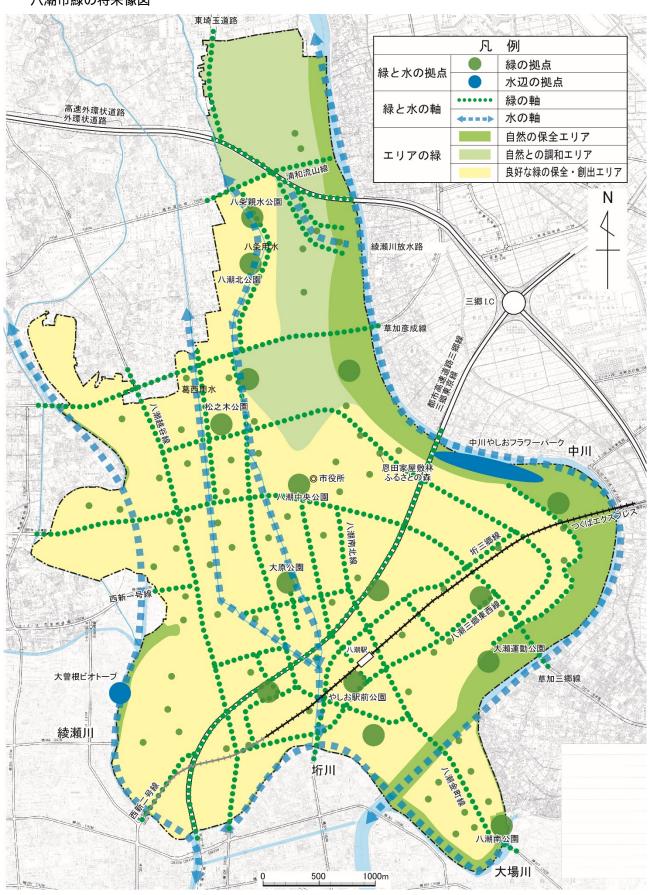
○自然との調和エリア

市街化調整区域を中心としたエリアで、既存の農地をはじめとする自然との調和 を図りながら、緑化を推進するエリアです。

〇良好な緑の保全・創出エリア

市街化区域を中心としたエリアで、市民、団体、事業者等との協働による植栽や維持管理により、街中における美しい緑の景観を保全・創出するエリアです。

八潮市緑の将来像図



3. 緑の基本方針

緑の将来像を実現していくため、次の5つの基本方針に沿って取組を進めていきます。

基本方針1 人と自然が共生するまち(自然の保全・活用)

本市の水辺や緑地、農地などの自然を保全し、次世代に継承していくため、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本方針2 地域や生物にやさしいまち(環境・生物多様性)

生物にとって貴重な生育・生息空間となる水辺や緑地の保全とともに、市街地の緑化を推進し、水と緑のネットワークの形成を図りながら、地域や生物にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針3 緑による安全・安心で快適なまち(防災・レクリエーション)

防災機能を有する公園の整備や、市民が安全に安心して利用できる公園や遊歩道等のレクリエーションの場を創出するなど、緑による安全・安心で快適なまちづくりを進めます。

基本方針 4 四季の彩りと調和した魅力あるまち(景観)

本市の特徴的な美しい水辺景観の保全とともに、花桃などにより、四季の変化が感じられる調和のとれた魅力あるまちづくりを進めます。

基本方針 5 市民等とはぐくむ緑ゆたかなまち(協働)

市民、団体、事業者等と協力し合い、受け継がれてきた緑の保全とともに、新たな緑の創出を図りながら、緑ゆたかなまちづくりを進めます。

4. 計画のフレーム

計画のフレームを以下のとおり設定いたします。

(1)計画対象区域

計画対象区域は、八潮市全域の 18.02km²※とします。

18.02km²: 八潮市全域が都市計画区域となっていますが、都市計画区域面積としては、都市計画変更していないため、18.03km²(平成 27 年 10 月 1 日時点)となっています。

(2)計画人口

計画人口は、第 5 次八潮市総合計画、八潮市都市計画マスタープランと整合を図り、100,000 人と設定します。

計画人口	平成 27 年度	平成 37 年度
都市計画区域の人口	85,793 人※	100,000人

85,793人:都市計画区域の人口は平成27年5月1日現在の数値

5. 計画の目標

本計画において、緑に関する目標指標を以下のとおり設定いたします。

(1)緑地の確保量

緑に関する様々な取組によって、身近な緑を確保するため、定量的な目標として、緑地の確保量を設定します。緑地は、公園や広場等の施設緑地と生産緑地や保存樹林、河川区域等の地域制緑地面積とします。

平成37年度の都市計画区域内における緑地の確保量を200.17haとします。

目標指標	平成 27 年度(策定時)	平成 37 年度
都市計画区域の緑地面積	193.55 ha	200.17 ha

(2)都市公園の整備

市民に身近なオープンスペースである都市公園を確保するため、定量的な目標として、都市計画区域の市民 1 人当たりの都市公園面積を設定します。

平成37年度の都市計画区域内における市民1人当たりの都市公園面積を2.6 m²/人とします。

目標指標	平成 27 年度(策定時)	平成 37 年度
都市計画区域の市民 1 人当 たりの都市公園面積	2.20 m ² /人	2.6 m ² /人

(3)緑に対する市民満足度

市民の豊かな生活の実現には、緑の量のみならず、緑の質も重要となるため、定性的な目標として、「緑に対する市民満足度」を設定します。

平成37年度の「緑に対する市民満足度」を40%とします。

目標指標	平成 27 年度(策定時)	平成 37 年度
緑に対する市民満足度※	14 %	40 %

緑に対する市民満足度:市民アンケート調査における「市全体としての緑の印象」に対する「満足」「や や満足」の割合の合計